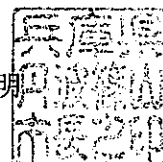


丹波篠山市告示第 71 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

郡家地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 7 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 1 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はあるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

・特になし。

6 地域農業の将来のあり方

今後 5 年間は農地を縮小する意向もなく現状で対応できるが、それ以降は高齢化等により、農地を預けたい希望の農家が出てくることが考えられる。そのため、集落内の各農家で農業経営や、農地の保全が可能な時は、個人の農業経営を尊重し、できなくなったときは、原則集落内の中核農家と人農地プランに沿って、生産組合活動を充実することにより、特産物を含めた農地の維持保全を図る。